

職域保険の概略

発売期間：1992年（平成4年）10月1日～2007年（平成19年）9月30日
 保険期間が1年ごとに更新される定期保険（被保険者の死亡について死亡保険金を支払）

保険期間：1年満期（追加加入した場合には、その団体に係る職域保険の保険期間）

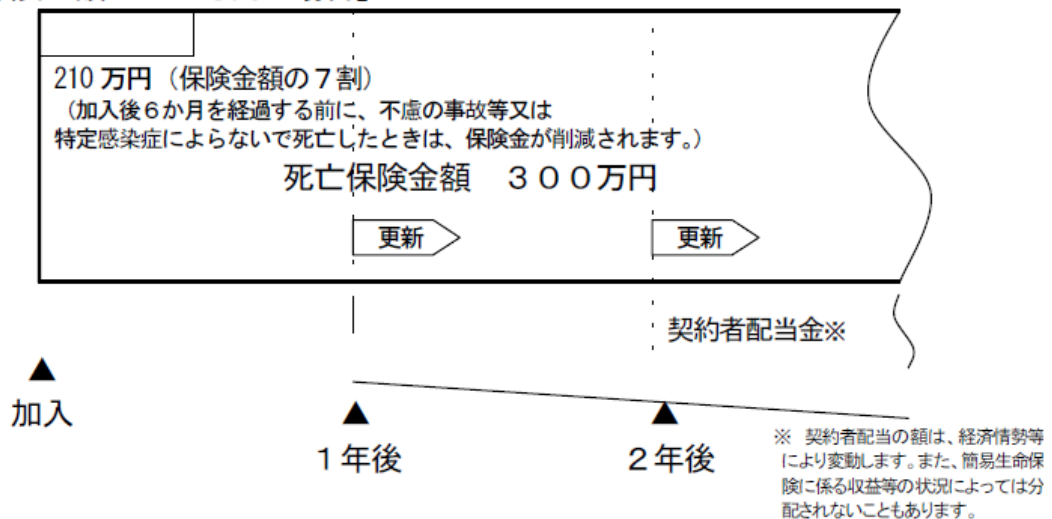
保険契約者：官公署、会社、組合、同業団体等に勤務する者

（組合、同業団体等にあつては、その組織を構成する会員等及びその被用者を含む。以下「構成員」という。）

被保険者：構成員又はその構成員でなくなった者15人以上

加入年齢範囲：15～65歳（70歳まで自動更新可能）

【保険金額300万円の場合】



保有状況（2013年3月末現在）

- ・ 契約件数：13,394件